

長崎労働局発表  
令和4年10月7日（金）

報道関係者 各位

## 【照会先】

長崎労働局労働基準部

賃金室長 平野 詠之

賃金室長補佐 木場 孝行

電話 095-801-0033

## 「長崎県最低賃金」が改正されます！！

～令和4年10月8日（土）から時間額 853 円に～

令和4年10月8日（土）から、「長崎県最低賃金」が「時間額 853 円」に改正されますので、お知らせします。

長崎労働局（局長 こじょう ひでき 小城 英樹）では、引き続き、別添の最低賃金リーフレット等を活用し長崎県最低賃金の周知を図っていくとともに、併せて、県内の中小企業・小規模事業者の賃金引上げを支援する「業務改善助成金」<sup>\*</sup>の周知に努めてまいります。また、今後、管下の労働基準監督署において、改正された最低賃金額以上の賃金が労働者に支払われるよう、事業場に対する監督指導等において確認していきます。

※ 「業務改善助成金」は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POS システム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、設備投資などにかかった費用の一部を助成します。（詳細は別添の「業務改善助成金（通常コース及び特例コース）」リーフレット参照）

### 【長崎県最低賃金について】

#### ● 最低賃金額・効力発生日

- ・最低賃金額 **時間額 853 円**（改正前：時間額 821 円）
- ・効力発生日 **令和4年10月8日（土）～**

#### ● 適用範囲

パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、長崎県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。ただし、下記の業種については、「特定最低賃金」が適用されます。

- ・はん用機械器具、生産用機械器具製造業 時間額 875 円
- ・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 時間額 864 円
- ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 時間額 875 円

#### ● 最低賃金の対象とはならない賃金

以下の手当等は、最低賃金の対象となりません。

精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜の割増賃金、賞与、結婚手当等の臨時支払われる賃金

